

「ファミリー・サポート・センター援助活動」 Q & A

1. 援助に関すること

Q 1 援助が必要になったらどうしたらよいですか？

センターにお電話ください。地区の担当アドバイザーが対応しますので、まず居住区、会員番号、氏名をお伝えください。どのような援助が必要なのか詳しくお聞きし、提供会員を探します。援助可能な提供会員が見つかったら、事前打合せを行います。

Q 2 事前打合せは、いつ・どのように行われますか？

月曜日から土曜日（祝休日・年末年始を除く）の午前9時から午後6時までの間に、提供会員宅で1時間程度行います。当日は、依頼会員とお子さんがアドバイザーと待合せをし、提供会員宅へ伺います。

Q 3 事前打合せには依頼会員以外は参加できませんか？

依頼会員が事前打合せに参加できない場合は、お子さんの普段の様子を良く知っている家族でも構いません。ただし、その場合はファミリー・サポート・センターについて、あらかじめご理解いただき、依頼内容も相手にきちんと伝えられるように準備してきてください。ご家族揃っての打合せを希望されることがありますが、提供会員のお宅で行うので、大勢だとご迷惑になる場合もあります。

Q 4 事前打合せをしたら、援助の依頼ができますか？

事前打合せで依頼会員、提供会員両者が合意したら援助の依頼ができます。依頼内容について話し合い、確認をし、お願いするか受けるかは、それぞれが判断します。

Q 5 お迎えの時、提供会員と次回の援助の約束をしました。これで依頼したことになりますか？

会員間の約束だけでは、依頼したことにはなりません。提供会員と直接、約束ができた場合は、援助開始までにセンターへ連絡してください。センターの電話受付は、月曜日から土曜日（祝休日・年末年始を除く）の午前9時から午後5時30分までです。上記以外は留守番電話またはFAXで連絡してください。

Q 6 提供会員に事前打合せと異なる内容で依頼をする場合、再度事前打合せは必要ですか？

組合せのできた提供会員に依頼できる場合は必要ありません。新たな内容の依頼の場合は、まずセンターへ連絡してください。

Q 7 センター閉所時に、急に依頼が必要になった場合、援助をお願いすることはできますか？

組合せのできた提供会員がいる場合は可能です。直接、提供会員に連絡してください。ただし、急な依頼は相手の都合がつかず、受けられないこともあります。お願いできた場合はセンターにもお知らせください。（留守番電話、FAX 可）

Q 8 夜9時頃までの預かりを希望します。食事はお弁当を持参するなど自身で用意すると聞いていますが、朝用意したものを夕方食べさせるのは心配なので、提供会員にお願いしたいのですが、可能ですか？

可能です。事前打合せでお子さんのアレルギーの有無や食べる量などを聞き、食事代を設定します。また、お互いの合意のもと市販のお弁当などを購入した場合は、実費のお支払いをお願いします。

Q 9 保育園などが休みで長時間の預かりをお願いする場合、近くの公園や児童センターなどに連れて行ってもらうことはできますか？

安全面で特に問題がなく、提供会員の承諾があれば、お願いすることはできます。預かりの援助の場合は、その間の過ごし方について事前打合せで話し合います。

Q10 児童クラブから、習い事へ送ってもらっています。同じ児童クラブに通っている子どもの友達も会員登録をすれば、同じ習い事先へ一緒に送ってもらえますか？

ひとりの提供会員が同時に複数の依頼会員のお子さんを援助することはできません。ただし、兄弟姉妹は、提供会員が了解すれば同時に援助することが出来ます。

Q11 残業時など、夜遅くまでの預かりをお願いしたいのですが可能ですか？

提供会員の承諾があれば可能です。ただし宿泊はできません。

Q12 発熱などで保育園からの呼び出しがあった場合、保護者に代わって迎えに行ってもらうことはできますか？

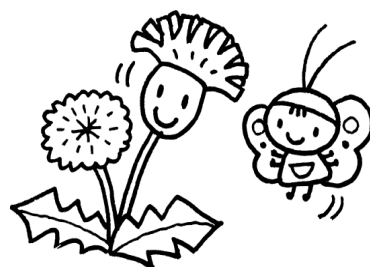
病状がその後どのように変化するか予測できないので、提供会員にお願いすることはできません。

Q13 当日の預かり時間の延長はお願いできますか？

提供会員の承諾があれば可能ですが、援助後に予定があるかもしれません。お子さんも約束の時間に迎えに来るものと待っているのです、できるだけ避けた方がよいでしょう。交通事情などやむを得ない場合は、どの程度遅れそうか、提供会員に直接お知らせください。

Q14 援助中のお子さんの体調不良など、緊急の連絡をしたい場合は、どうすればよいですか？

直接、依頼会員へ連絡してください。事前打合せの時に、依頼会員の緊急連絡先をお伝えします。依頼会員は、緊急時の連絡先を最低でも2ヶ所は事前打合せ票に記入し、お渡しください。また転職や異動等で連絡先の番号が変わった場合は、必ず提供会員、センターへお知らせください。



Q15 自宅から子どもを自転車で保育園へ送ってもらうことは出来ますか？

さいたまファミリー・サポート・センターでは、自転車での援助はできません。

Q16 学童から習い事先まで車で送ってもらうことは出来ますか？

さいたまファミリー・サポート・センターで行うお子さんの送迎は、基本徒歩又は電車、バス等の公共交通機関を想定しています。

提供会員の自家用車によるお子さんの送迎は、事故が起きたとき、他の場合と比べて被害が大きくなることが予想されるため、推奨していません。

さいたまファミリー・サポート・センターの保険では、自家用車での事故は賠償保険が適用されません。自家用車でしか移動手段がない場合は、ご相談ください。

2. 取消し（キャンセル）に関すること

Q17 夜、急に明日の依頼をキャンセルする事になりました。その場合、連絡はどうしたらよいですか？

直接、提供会員へキャンセルの連絡をしてください。その後センターへも必ず、お知らせください。（留守番電話、FAX 可）

Q18 お子さんをお迎えに約束の時間に保育園へ行きましたが、すでにお父さんが連れて帰った後でした。この場合どうなりますか？

無断キャンセルとして扱います。このようなことがないよう、依頼会員は自分以外の家族が迎えに行くことがある場合は、センターに依頼する前に確認してください。

Q19 キャンセル料が発生した場合は、どのようにしますか？

提供会員は、援助活動報告書にキャンセルであったことを記入します。依頼会員は報告書を確認し提供会員へキャンセル料を支払います。

3. 報酬に関すること〈依頼会員〉

Q20 依頼会員の支払金額について教えてください。

月曜日～土曜日の午前7時～午後7時までの援助の報酬は1時間当たり 500 円です。
それ以外の時間帯及び日曜、祝日、年末・年始（12/29～1/3）は1時間当たり 600 円です。「最初の1時間」は、1時間に満たなくても1時間分の報酬となります。
兄弟姉妹を同時に預けた場合は、2人目から半額です。
送迎の援助の場合は、提供会員が自宅を出た時間から援助が終わり自宅に戻るまでにかかった時間で計算します。

Q21 事前打合せと実際に援助を行った時間が違う場合、報酬はどうなりますか？

実際に行った援助時間で計算してください。

Q22 保育園の送り迎えなど1日に2回依頼した場合の報酬の計算方法を教えてください。

同日に2回以上援助を行った場合、原則はそれぞれ別の活動として計算をします。
例 朝の送り時間が30分・夕方の迎え時間が30分の場合、送り 500 円・迎え 500 円・合計 1000 円となります。
ただし、送り先と提供会員宅の往復時間が、合間の時間とほぼ同等か長い場合、提供会員は、その近くで待機し、待機時間を活動時間に含め、1つの活動とすることも可能です。

Q23 時間外（600 円/1 時間）にかかる援助の報酬の計算方法を教えてください。

時間外が含まれる1時間の報酬は、時間外の報酬で計算します。

- 例 1 平日午前 6 時 50 分～午前 8 時 30 分の場合（活動時間 1 時間 40 分）
600 円 + 500 円 = 1100 円
- 例 2 平日午後 6 時 30 分～午後 7 時 15 分の場合（活動時間は 45 分）
600 円

Q24 報酬の支払い方法を教えてください。

援助活動が終了したら援助活動報告書を確認し、報酬は提供会員に直接支払います。ただし、朝の保育園への送りの援助のように、援助終了後に会員同士が顔を合わせることがない場合は、週末等お互いの都合の良い時に受け渡しをしてください。その方法については事前打合せで話し合います。支払いは、援助を行った月末までに済ませてください。

4. 報酬に関すること〈提供会員〉

Q25 交付申請は当日キャンセルの場合も受けられますか。

助成の対象は、実際に援助を行った分についてのみなので受けられません。また申請の対象は報酬額に対してなので、キャンセル料、交通費、食事代は対象外です。

Q26 援助活動は月数回程度ですが、数か月まとめて申請してもよいですか。

交付申請は月毎でお願いします。報告書も毎月の提出が決まりとなっていますので、報告書の提出と一緒にセンターへ申請書も送ってください。

5. トラブルに関すること

Q27 小学生のお子さんを放課後児童クラブへお迎えに行き、預かっています。お母さんから預かりの間に宿題をさせ、丸付けをして、わからなかったところを教えてほしいと頼まれました。大変困っています。

預かりの間にお子さんが自主的に宿題をするのは問題ありませんが、答え合わせをしたり、わからないところを教えたりすることは援助活動の範囲を超えています。また事前打合せにない依頼を要求された場合はセンターに相談してください。依頼会員も有償のボランティアである活動の趣旨を理解し、決められた内容以外の依頼をしないでください。



Q28 自家用車を使ってお子さんを習い事先に送る援助を行っていますが、依頼会員も同乗させてほしいと言われました。これは援助活動になりますか？

ファミリー・サポート・センターの活動は親の代わりに子どもを一時的に見ることです。この場合は親である依頼会員が子どもを連れて行くことができる状態ですから、援助活動として認められません。

Q29 提供会員から休日に食事に誘われました。出かけていくと、提供会員とその知人がいて商品のセールスを執拗に受け、困ってしまいました。このような場合どのようにしたらよいのでしょうか？

ファミリー・サポート・センターの会則の第7条によってそのような行為は禁止されています。援助活動により知りえた情報を政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。また援助活動により知りえた情報を第三者に開示、漏えいしないこと、会員でなくなった後も同様とあります。ご自身での対応が難しい場合は、センターへ相談してください。

場合によっては、会員資格を抹消することがあります。

6. 会員変更・退会・講習に関すること

Q30 依頼会員として登録していますが、提供会員として活動したいと思います。手続きを教えてください。

月に1度開催している入会説明会・講習会に参加してください。合わせて、救急救命講習の受講をお願いしています。

Q31 援助していた依頼会員が退会します。預かっていた事前打合せ票などの個人情報はどうしますか？

依頼会員にお返しください。お返しする機会がない場合は、センターへお送りください。センターで廃棄いたします。

Q32 救急救命講習は数年前に、町内会で受けています。受講しなければいけませんか。

修了証（5年以内）をお持ちの場合、コピーの提出で入会時の受講は免除となります。救急救命講習は繰り返し受けることによって、いざという時に慌てずに対応できるようになります。センターでは、救命講習のご案内を毎年お送りしますので、是非受講していただくようお願いしています

Q33 引越しをしますが、住所などの変更手続きはどのようにしたらよいですか？

センターへ電話または FAX でお知らせください。市内へ引越しの場合は、新住所に登録を変更いたします。市外へ転出される場合は、退会となります。忘れずにご連絡をお願いします。



「ファミリー・サポート・センター補償保険」 Q & A

1. サービス提供傷害保険、依頼子ども傷害保険

Q 1 サービス提供傷害保険は、子どもを預ける親（依頼会員）にも適用されますか。

適用されません。サービス提供傷害保険は、子どもを預かって世話をする方のための保険です。雇用されて働く人には労災保険がありますが、子どもを預かって世話をする人は雇用されているわけではありませんから、労災保険がありません。それに代わるものがサービス提供傷害保険です。

よって、サービス提供傷害保険は、援助活動中の提供会員のみに適用される保険です。

Q 2 子どもを迎えに行く時、自宅からではなく出先のデパートから保育園に行きたいのですが、デパートから保育園に行く途中でケガをした場合、サービス提供傷害保険は適用されますか。

適用されません。サービス提供傷害保険の送迎の往復途上は、自宅と依頼会員の子ども宅あるいは保育所等との通常の経路のみです。保育所等との等とは、依頼会員が指定する場所です。

例えば、依頼会員が子どもを預ける場所をデパートと指定した場合、指定したデパートと自宅との通常経路の事故に対してサービス提供傷害保険は適用されます。

Q 3 預かった子どもを連れて外出をしたいのですが、外出中子どもがケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか。

適用されます。但し、預かる時に外出しても良いか依頼会員の同意を得てください。

Q 4 小学生の子どもですが、援助を受けるため、学校から提供会員の家へ一人で行く途中ケガをした場合、依頼子ども傷害保険は適用されますか。

学校から提供者宅へ通常の往復途上において、子どもがケガをした場合、適用されます。また、依頼会員が子どもを提供会員宅へ通常の送迎の途中も、子どもがケガをした場合は適用されます。なお、この場合には、依頼会員のケガは対象となりません。

2. 賠償責任保険

Q 5 預かった子どもに提供会員の子どもがケガをさせられた場合、あるいは家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか。

適応されません。賠償責任保険は、提供会員の監督ミス等により、提供会員もしくは、さいたまファミリー・サポート・センターに賠償責任が生じた場合に適用されるものですから、提供会員自身が自身に賠償責任を請求することはありません。

Q 6 預かった子どもが、ご近所の窓ガラスを割りご近所から賠償を請求された場合、賠償責任保険は適用されますか。

適用されます。しかしながら、割った窓ガラスが20万円の値打ちしかないのに30万円請求される場合もあり、当事者同士で30万円の示談を行っても保険金は20万円しか出ません。賠償責任保険については、事例ごとに判断されますので、必ずさいたまファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。



3. 傷害保険、賠償責任保険共通

Q 7 援助活動として子どもの送り迎えを自動車で行うのですが、自動車で事故が起きた場合、保険は適用されますか。

自動車事故での賠償責任保険は適用されません。適用されるのは、サービス提供傷害保険と依頼子ども傷害保険のみです。

例えば、提供会員が、預かった子どもを乗せて送りに行く途中、提供会員のミスで自動車事故を起こし、自分もケガをし、子どもにもケガをさせた場合、サービス提供傷害保険と依頼子ども傷害保険は適用されますが、賠償責任保険は適用されません。原付バイクも自動車と同じとなります。また、ぶつかった相手の車、提供会員の車の修理等も適用されません。

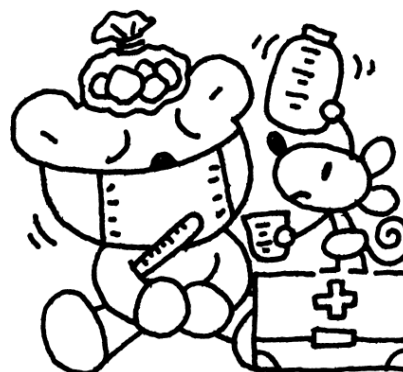
＊自動車保険は、本保険の中に組み込まれていません。

Q 8 病気の回復期の子どもを預かったとき、その子どもの具合が急に悪くなった場合は、保険の対象となりますか。

依頼子ども傷害保険は対象となりません。賠償責任保険については、子どもが病気であることを知っていながら、寒い戸外で遊ばせた等、明らかな過失がない限り、お支払いの対象となりません。

Q 9 預かった子どもから提供会員や提供会員の家族に病気が感染した場合は、保険の対象となりますか。

預かった子どもから病気に感染した場合は、傷害保険及び賠償責任保険ともに対象となりません。



Q 1 0 台風の際に子どもを預かっていて、風に飛ばされたり、飛んできたものに当たったりしてケガをした場合は、保険の対象となりますか。

傷害保険では、提供会員・依頼会員の子どもともに、台風によるケガも支払の対象となります。賠償責任保険では、台風等の自然災害が原因の場合は、提供会員に賠償責任が発生しないため、保険の対象となりません。

